

札幌大学総合研究 第4号 (2013年3月)

〈論文〉

20世紀中葉における米国年金会計実務の多様性

宮川 昭義

〈要旨〉

米国における企業年金制度は、第二次世界大戦中および大戦後に急速に発展する。当該企業年金制度は、当時、インフレ状況下にあった米国経済において、インフレ抑制策の一つとして利用された。本来、企業年金制度はプライベートセクター（私的部門）に属するものである。しかし、インフレ抑制策として米国政府の積極的な関与が見られた。

労働組合は企業年金制度が、重要な団体交渉権の一部であるとの主張を展開した。企業（雇用主）はこうした主張を受け入れなかった。企業年金制度の扱いを巡って労使が対立しストライキが頻発した。米国政府は、労働組合のスト権行使を縮小する代わりに、企業年金制度を団体交渉権の一部と労働組合の主張に同意した。これにより、企業年金制度にかかる企業（雇用主）負担金額は、通常費用と広く認識された。このことが、その後の米国における企業年金制度の性格を基底することとなった。

企業年金制度にかかる企業（雇用主）負担金額が、通常費用と認識される一方、個々の企業年金制度は多様な制度内容を擁した。このため、企業（雇用主）が負担する費用の認識方法および測定方法も多様であった。結果として、これにかかる多様な年金会計実務が見られた。今日の視点からは、会計学的に説明可能性の乏しい年金会計実務が見られた。

他方、多様な年金会計実務の混在は、会計学的な説明可能性を有する年金会計処理にかかる会計原則を要求する端緒となった。本稿では、当時の多様な年金会計実務の実態とその特徴をMAPI年金会計を手づるにして分析し、それが当時の大きな会計問題の一つとして社会の注目を集めるに至った過程を明らかにする。

〈キーワード〉

インフレ抑制策、労働組合、財政方式、年金会計実務、MAPI会計マニュアル、MAPI年金会計

1. はじめに

米国における企業年金制度は、意外に古く、1875年のAmerican Express社の産業年金制度が最初であったとされる¹⁾。また、企業（雇用主）と労働者が共同で年金基金への資金を拠出する最初の制度は、1880年のBaltimore and Ohio Railroad社が設立しており、77,000人を超える労働者を制度加入者としていた²⁾。その後、米国における企業年金制度が急速に拡大したのは、1940年代に入ってからのものであり、その大部分は第二次世界大戦中あるいは大戦後に設立されたものである。

企業年金制度の急速な拡大にともなって、企業（雇用主）による当該制度にかかる会計処理のあり方が注目されるようになる。しかし、当初は企業（雇用主）と労働組合との間による取り決めをよりどころとした会計実務が多く見られた³⁾。したがって、戦中戦後に多数設立された企業年金制度に対して、企業（雇用主）の採用した会計実務は当該制度の財政方式に依拠したバリエーションに富んだものであった。

会計理論より会計実務の先行が一般的であった当時の企業会計にとって、当該企業（雇用主）が採用していた年金会計実務の観察は、米国における年金会計の史的展開を分析していくうえでの起点である。また、その観察と分析はその後の米国における年金会計の変化を分析するにあたって、極めて重要な示唆を与えるものである。

本稿では、年金会計実務がはじめて体系的にまとめられたと理解される1952年公開のMAPI会計マニュアル（MAPI Accounting Manual）を手づるにして、当時の年金会計実務がどのようにおこなわれ、そこにはどのような特徴が見られ、その特徴がどのように展開していったかについての分析をおこなうものである。

本稿ではとくに、当時の年金会計実務を会計理論的に解釈することに重点をおくよりも、当時採用された年金会計実務の本質的な意味について解釈をおこなうものである。また、とくにことわりがない場合、本稿であつかう企業年金制度は、非確定拠出型の財政方式を有する制度を前提としている。

2. MAPI会計マニュアル

企業会計の発達は、経済取引の拡大を裏付けるものである。経済取引の拡大は市場規模の拡大を裏付けるものである。市場規模の拡大は、そこに存在する人口の増加を裏付けるものである。そうした意味で、20世紀の米国における企業会計の発達は、大恐慌以降の会計に対する批判を起点とするものの⁴⁾、その発達は人口の増加による市場規模の拡大と経済取引の多様化によって加速することとなる。

実際、米国における人口推移は表1にあるように、1900年では約7,600万人であるが、

1950年には約15,000万人へと倍増している。また米国の特徴としては1930年代以降、経済活動に政府が積極的に関与するニューディール政策がとられたこともあって、政府の財政支出に見合う税収の確保を目的とした法律も整備されていった。

表1 米国における総人口の推移

(万人)

年	人口	年	人口
1790年	392	1910年	9,222
1800年	530	1920年	10,602
1810年	723	1930年	12,320
1820年	963	1940年	13,216
1830年	1,286	1950年	15,123
1840年	1,706	1960年	17,932
1850年	2,319	1970年	20,330
1860年	3,144	1980年	22,654
1870年	3,981	1990年	24,871
1880年	5,018	2000年	28,142
1890年	6,297	2010年	30,874
1900年	7,621		

出所：U.S. Census Bureauの公表データより作成

そうした中、1933年6月に米国機械工業協会（Machinery & Allied Products Institute, MAPI）が発足した。MAPIは、大恐慌の発生によって職を奪われた労働者に対する再教育を通じて、物作りに対するスキルとその就業インセンティブを高めることを目的とした団体である。そして、結果的な米国の経済発展に寄与することが大きな目的であった。

またMAPIは米国産業復興局（National Recovery Administration, NRA）の下で、ニューディール政策の推進に寄与する団体として存在感を示した。MAPIの創設にあたっては、圧縮空気協会（Compressed Air Institute）、ディーゼルエンジン製造業者協会（Diesel Engine Manufacturers Association）、熱交換協会（Heat Exchange Institute）、ポーリング建設業者協会（Hoist Builders Association）、油圧研究所（Hydraulic Institute）、工作機械製造者協会（National Machine Tool Builders Association）、岩盤鉱石破碎業者協会（Rock and Ore Crusher Association）、蒸気エンジン製造業者協会（Steam Engine Manufacturers Association）など、労働者を数多く擁する鉱工業8団体を含めた、製造業を中心とする多数の経済団体が参加した。

MAPIの活動は、当初、NRA設立の根拠となった1933年の米国産業復興法（National Industrial Recovery Act, NIRA）の下で、同法の実施機関であるNRAとともに同法の運

用に関与することであった。その後、1935年にNIRAが米国最高裁により違憲とされたことでNRAの活動は法的根拠を失ったが⁵⁾、MAPIはその後も当該製造業界の発展や研究活動、および意見交換の場として活動を継続した。そして米国政府に対して産業界の意見を発信する有力団体の一つとして存在感を示した。さらに、1952年には技術発展協議会（The Council for Technological Advancement, CTA）がMAPIへ加入することとなり、MAPIの業界団体としての社会や経済に対する影響力はますます強いものとなった。

こうしたMAPIの活動は、当該業界における労働者の賃金や労働時間に関する調査研究、米国産業システムの分析、あるいは資本財と税法との関係分析など、米国における重要な個々の経済要素に関する報告書を数多く公表している点で特徴的である。そのことは、その時々⁶⁾の社会的な問題や経済的関心に対する事柄を含んでおり、各分野における研究資料として無視できないものである。

企業会計に関しては、MAPI会計審議会（MAPI Accounting Council）が1944年にMAPI会計マニュアルを公刊しており⁶⁾、当時の製造業を中心とする企業の会計実務を観察するうえで極めて重要な資料である。MAPI会計マニュアルは、その後1952年に大きく改訂されることとなるが、表2に示されるように企業年金制度にかかる会計実務方法が盛り込まれている⁷⁾。

また、MAPI会計マニュアルはその内容において、極めて体系的なまとめられ方をしており、単に企業年金制度にかかる会計実務のみならず、それを含めたMAPI会計マニュアル全体の性質と関連づけて分析理解することが必要である。ここではMAPI会計マニュアルの企業会計のあり方に対する影響力を前提に、その体系についてやや詳しく見ていこう。

表2 MAPI会計マニュアル体系（1952年）

<p>Introduction</p> <p>Sec. 1 Classification and Description of Accounts</p> <p>Nature of Coding System</p> <p>Summary of Account Classification</p> <p>Asset Accounts</p> <p>Liability and Capital Accounts</p> <p>Revenue Accounts</p> <p>Manufacturing Cost of Sales</p>

Sales Engineering Expenses
Administrative Expenses
Redistributable Factory Expenses
Descriptions of Factory Expense Accounts
Redistributable Engineering Expenses
Typical Charts of Accounts

Sec. 2 Financial Statements and Reports

Reports to Shareholders
Reports to Management
Statement of Financial Position
Statement of Results of Operations
Supplementary Financial Information
Supplementary Statement of Results of Operations
Statement of Results of Operations by Product Lines
Statement of Pertinent Operating Data

Sec. 3 Property, Plant and Equipment

Asset Accounts
Control Records
Depreciation - Charges for Wear and Obsolescence
Depreciation Methods
Replacement
Repair and Maintenance
Disposition

Sec. 4 Manufacturing Cost

Costing Methods
 Job Order Costs
 Standard Costs
 Process Costs
Inventory Pricing Methods
 First-in, First-out (FIFO)
 Last-in, First-out (LIFO)
 Standard Cost
 Normal or Base Stock
 Retail
Field Cost
 Installation
 Guarantee and Repair

Sec. 5 Sales Engineering and Administrative Expenses

Sales Engineering

Administrative

Sec. 6 Pension

Funds Accumulated During Period of Employment

Full Funding

Current Funding

Trusts Created Only When Employee Retire

Unfunded Pension Plans

Sec. 7 Internal Control and Auditing

Objectives

Suggested Problem

Cash

Accounts Receivable and Billings

Inventories

Pay Rolls

Vendor's Invoices & Purchasing Procedure

Fixed Assets

Prepaid Expenses & Deferred Charges

Other Liabilities

General

Sec. 8 Cost Estimating and Its Uses

Purposes and Uses

General Rules and Procedures

Sec. 9 Profit Planning and Budgeting

Forecasting

Budgeting

Analysis and Control of Variances

Break-even Point Determination

Profit-to-Volume Relationship

Typical Comparison and Report Forms and Charts

Break-even Charts

Profit/volume Chart

Sec.10 Recognition of Changing Value of Dollar

Background of the Problem

Extent of Over-statement of Profits

Summary of Conflicting Views

Proposals from Various Sources
 A Specific Suggestion to Users of This Manual
Bibliography
Index

表2に示される各セクションを見ると、(1) 勘定の分類と説明、(2) 財務諸表と報告書、(3) 財産、工場および設備、(4) 製造原価、(5) 販売費及び一般管理費、(6) 企業年金制度、(7) 内部統制と監査、(8) 原価の見積もりとその利用、(9) 利益計画と予算、(10) (ドルの) 貨幣価値変動の認識、のように体系的かつ網羅的なものとなっていることが理解される。とくに(2) 財務諸表と報告書では、報告書の性格について利害関係者に対する報告書(Reports to Shareholders)と経営者に対する報告書(Reports to Management)の2つについて説明をおこなったうえで、企業財務に関しては、伝統的な貸借対照表に代わるものとして財政状態報告書(Statement of Financial Position)を、損益計算書に代わるものとして営業成績報告書(Statement of Results of Operations)という用語を用いている。

この財政状態報告書は、今日のような国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)のものとは異なり、その計算様式に特徴がある。すなわち、流動資産から流動負債を控除することで運転資本(いわゆる流動性比率の簡易評価)を表し、固定資産には固定負債を差し引き、さらに自己資本を示すことで、企業財務の安定性(いわゆる長期固定適合率の簡易評価)を示すような配列が採用されている。

一方、営業成績報告書は、貸倒控除後の売上高(net sales billed)および投資収益など収益にかかるものを合算した後、製造原価、販売費及び一般管理費、財務費用および税金を控除することにより正味利益(net income)を算定し、そこから株式配当をおこなうことで営業活動にかかる正味留保利益(net income retained)が計算される。そのため、この計算部分までは無区分方式による正常な収益力を算定する当期業績主義による損益計算と考えられる。

ただし、これに加えて財政状態報告書に計上された繰越留保利益(income of prior years retained)が示されており、その結果として当期の総留保利益(total income retained)が計算されることとなっている。つまり、この営業成績報告書はその最後に剰余金結合計算書の様式を採用し、処分可能利益の算定をおこなっていることから、一種の包括主義的な性格をも有する損益計算となっている。

さて、MAPI会計マニュアルのこうした財政状態報告書および営業成績報告書に見られ

る特徴は、MAPIを構成する業界（以下、MAPI企業）に留まるものではない。当時の米国証券取引委員会（Security Exchange Committee, SEC）による1950年の見解からも見て取れるとおり⁸⁾、MAPI企業以外にも、米国産業を支えるU.S. Steel社やCaterpillar社とといった主要なインフラ企業を中心に、上記報告書様式が広く採用されていたのである⁹⁾。

MAPI会計マニュアルの有するもう一つの特徴は、設備投資や減価償却あるいは修繕費のような原価計算に直結する会計要素に詳しいということである。これは、MAPI企業が、主に資本財の生産製造にかかる企業により構成されていたことに起因する。とりわけ減価償却方法に関して特別な関心を示しており、その理由として当時の米国ではインフレ状況が加速していたことが読み取れる¹⁰⁾。このことは、同様にMAPI会計マニュアルが、その後章において貨幣価値変動にかかる会計実務についても取り扱っていることから読み取ることができる。

このように、MAPI会計マニュアルが、原価計算を必要とする多数の企業により構成されていたなかであって、企業年金制度を独立した一会計項目として取り上げている意味は極めて大きい。つまり、多数の労働者を擁するMAPI企業にあって、企業年金制度にかかる会計実務は、当該原価計算要素として、極めて重要なものと理解されていた証左である。

3. MAPI年金会計の概要

1952年に公表されたMAPI会計マニュアルに企業年金制度にかかる会計実務の説明が盛り込まれている具体的な背景には、二つの政治的なイベントと一つの考慮すべき要求が影響をおよぼしている。二つの政治的イベントのうちの一つは、1942年にインフレ抑止を目的として反インフレ法（the Anti-Inflation Act of 1942）が施行されたことである。これは、当時の歳入法（the Revenue Act of 1942）とも大いに関係した法律である。

当時、急速な国内インフレを回避するために反インフレ法が施行され、その下で従業員を含めた労働者（以下、単に労働者）に対する事実上の賃金給料の上昇が凍結されていた。こうした就業環境に対する労働者の不満を和らげ、かつインフレを回避する手段として企業年金制度が利用されたのである。企業年金制度は言ってみれば賃金給料の異時点給付制度であり、当該制度は反インフレ法による規制対象外とされたのである。

また、当該歳入法は、企業（雇用主）にたいしても個人所得税および法人所得税に対して最高限界税率を85%超とする高税率を課していた。このため、多数の労働者を対象とする企業年金制度にかかる費用は、税法上の損金として認められ¹¹⁾、しかも、当該費用抛出にかかる財政方式を幅広く認めたことで、企業（雇用主）にとっても都合がよかったこ

とから企業年金制度は急速に拡大していくこととなったのである。

二つの政治的イベントのうちのもう一つは、1949年になって企業年金制度が企業（雇用主）に対する労働組合の団体交渉権の重要案件であると政府が事実上認めたことである。これは1947年6月に制定されていた労使関係法（Labor-Management Relations Act）、いわゆるタフト・ハートレー法（Taft-Hartley Act）において、1935年の全国労働関係法（National Labor Relations Act）、いわゆるワグナー法（Wagner Act）で認められてきた労働組合によるストライキ権を大幅に制限する代わりに、労働組合の団体交渉権の一つとして、企業年金制度にかかる話し合いを積極的に活用することが模索されていたという複線がある¹²⁾。

つまり、社会保険制度と企業年金制度にかかる費用は、企業（雇用主）が保有する設備や機械にかかる減価償却や保険と同様に、当然の費用であるという指摘は¹³⁾、すでに幅広く受け入れられた社会的認識であり¹⁴⁾、表3のように企業年金制度は急速に展開していくこととなるのである。

表3 米国における企業年金制度の拡大（1940年-1955年）

年	制度数	制度加入者数	人口
1940	1,530	685,000	9,222
1945	6,700	1,500,000	10,602
1950	11,250	2,865,000	12,320
1955	18,980	4,150,000	13,216

出所：Institute of Life Insurance, Life Insurance Fact Book, Institute of Life Insurance, 1956, p.33.

これら二つの政治的イベントによって、1944年時点のMAPI会計マニュアルでは、企業年金制度に関係するものとしては当該勘定科目の説明のみであったものが¹⁵⁾、1952年のMAPI会計マニュアルでは、より詳しい会計実務の説明へと変化を遂げることとなったのである。MAPI会計マニュアルは、鉱工業にかかる多数の労働者を擁する企業向けの会計実務指針的性格を有する。したがって、企業年金制度にかかる費用が原価計算要素として一般化されたことを考慮すれば、より詳細な実務指針が企業側からも要求された当然の結果であると言えるのである。

それでは、当時の米国における企業年金制度にかかる会計実務について、以下、1952年のMAPI会計マニュアルの中身について見ていこう¹⁶⁾。当該会計マニュアルでは、企業年金制度が、労働者が定年退職年齢に達した後に、当該退職労働者の所得として企業年金

が支給される制度であると明示する。そして、その支給金額は基本的に労働者の勤務期間をベースとして算定されることが一般的であると指摘する。

また、そこで紹介される会計実務には、その適用選択による会計実務のメリット・デメリットが生じることを示すものでもなく、したがって企業（雇用主）が採用すべき適当な財政方式（an adequate method of financing a pension plan）を紹介するものでもないとして説明する。当該制度内容や財政方式については、企業（雇用主）によって決定されるものであるが、他方、その処理あたっては当時の歳入法も考慮すべきことが強調されている。

当該会計マニュアルでは、より一般的な企業年金制度とその会計実務から、おおよそ3つのカテゴリーに分けることが可能であるとし、以下の分類がおこなわれている。ここで年金基金（pension fund）とは、労働者の勤務期間に応じて決められる、将来の期待年金支給額について、信託会社あるいは保険会社などに支払われる、年金数理計算上変更不可能な決定拠出合計額を意味している。

1. 労働者の勤務期間を通じて徐々に年金基金が積み立てられていく制度
2. 労働者が退職した時点にのみ、年金基金が設けられる制度
3. 年金基金は設けられず、一般の企業積立金（企業の保有資産）から年金給付がまかなわれる制度

まず、労働者の勤務期間を通じて徐々に年金基金が積み立てられていく制度について見ていこう。当該会計マニュアルでは、これにかかる積立金を2つの概念に分けることが可能であると指摘する。一つは過去勤務クレジット（past service credits）であり、もう一つは年金クレジット（pension credits）である。言うまでもなく、過去勤務クレジットとは労働者によって過去に提供された役務に対して合理的に計算されたコストであり、年金クレジットとは制度設立日以降に提供される役務に対して計算されるコストである。

ただし、当該会計マニュアルでは、この時点で認識された過去勤務クレジットおよび年金クレジットの発生額を企業（雇用主）の直接的な負債としていない。企業負債として認識されるのは、かかる過去勤務クレジットおよび年金クレジットのうち、費用処理された金額を年金負債（company pension liability）と考えるのであって、未認識部分をことさら企業負債であるとは言及していない。

そのうえで、労働者の勤務期間を通じて徐々に年金基金が積み立てられていく制度には、二つの積立方法が示されている。当該会計マニュアルの文言にしたがえば、一つは（ア）完全積立（Full Funding）方式であり、もう一つは（イ）現在積立（Current

Funding) 方式である。両者の大きな違いは、過去勤務クレジットの積み立てをおこなうか、一切おこなわないかによる違いである。それ以外は、いわゆる今日でいう事前積立方式にしたがった掛金拠出を念頭に費用認識することが説明されている¹⁷⁾。

完全積立方式にはさらに、①過去勤務クレジットを制度設立時（あるいは労働者の制度加入時）にコストとして一括して積み立てる方法と、②過去勤務クレジットの一部を当該制度設立後に生じた年金コストと併せて徐々に積み立てていく方法とが紹介されている。完全積立方式に関する当該会計マニュアルの説明によれば、過去勤務クレジットは制度設立時以前に労働者が提供した役務に対して計算されたものであるから、本来は設立時点でコストとして企業業績に負担させるべきであるとしている。

しかし、実際には制度設立時に計算された過去勤務クレジット総額の10%を上限とするコストしか当時の歳入法は損金と認めていない。そのため、実務上は過去勤務クレジット総額を制度設立時の企業業績に負担させるべきでありながら、これを繰延費用化し課税目的に照らして徐々に償却処理する方法が示されている。したがって、制度設立後に発生した年金コストに、過去勤務クレジット総額の10%を過去勤務コストとして上乘せし、それを年金費用として処理する会計実務が示されているのである¹⁸⁾。

ここで注目すべきは、過去勤務クレジット総額の10%を上限として費用処理していく場合、当然のことながら、制度設立時において過去勤務クレジットの一部に未認識部分が生じることである。当該会計マニュアルでは、そこでこの過去勤務クレジットの未認識部分を、別に過去勤務負債 (past service liability) として財政状態報告書に計上するか、あるいは当該金額を注記事項として記載する二つの方法を示しているのである。

つづいて現在積立方式についての説明である。現在積立方式では、過去勤務クレジットにかかる積み立ては一切おこなわれない。現在年金コスト（勤務費用）のみが積み立てられる。それ以外には、未認識過去勤務負債にかかる利息相当額が基金へ積み立てられる。この会計実務の目的は、複利計算による利息計算をすることで、企業（雇用主）にとって過去勤務負債そのものが増加することを避けようとする狙いがある。結局、財政状態報告書に計上される年金負債は、過去勤務負債にかかる金額だけ未認識の状態となる。本来、こうした未認識部分については、完全積立方式の場合と同様に、制度設立時点で過去勤務負債として財政状態報告書に認識すべきものであるが、脚注表示をおこなう会計実務も示されている。

つぎに従業員が退職した時点にのみ、積立基金が設けられる制度について見てみよう。この場合の財政方式の特徴は、従業員が退職するまで企業年金制度にかかる負債は発生しないという考え方である。退職時点ではじめて年金数理計算をおこない、当該従業員に発

生じた年金負債を測定した後、これと同額の積み立てを一時に年金基金へおこなうか、あるいは実際給付開始時までの退職後数年間にわたって積み立てがおこなわれることとなる。

つまり、年金負債と同額を年金基金へ一時に積み立てる場合には、企業（雇用主）にとっては、それが年金負債であると同時に将来支給予定の給付現価に等しいこととなる。他方、退職時以降に基金へ順次積み立てをおこなっていく場合には、その要積立額に達するまでの未積立金額は、企業にとっての年金負債（Pensions Payable Beyond One Year）として徐々に認識されることとなる。この財政方式の仕組みは、いわゆる退職時年金現価積立方式（Terminal Funding Method）の考え方に近く¹⁹⁾、当該会計実務もこれに沿って処理されることとなる。

最後に年金基金を一切設けない財政方式である。この財政方式においては、従業員が退職する以前に一切の過去勤務クレジットも年金クレジットも発生しないと考える。当該退職従業員に対して支払われる年金の原資は、現在の加入者による掛金拠出によってまかなわれることとなる。いわゆる賦課方式（Pay-as-you-go Method）といわれる財政方式とほぼ同じ考え方である。

しかし、当該会計マニュアルが説明するように、企業年金制度にかかるコストは、明らかに労働者に対する原価計算要素の一部であり、当該労働者が退職する以前の勤務期間を通じて年金コストが発生していると考えられることから、仮にそれが法的債務（legal obligations）として明確なものではないとしても、企業負債として認識すべきであるとの指摘もあわせておこなわれている。

ただし、当該会計マニュアルの冒頭にあるように、企業年金制度にかかる会計実務についてのスタンスは、現存する企業年金制度を分類し、それに採用されている代表的な会計実務を示しているに過ぎない。これは当該会計マニュアルが、適正な原価計算をおこなう目的としての参考的な意見を表明しているに過ぎず、会計理論的な是非については殊更言及していないのである。

4. MAPI年金会計の性質

このように見てくるとMAPI会計マニュアルでは、今日のいわゆる事前積立方式、退職時年金現価積立方式、および賦課方式といった財政方式にしたがった費用処理とその会計実務が紹介されていることがわかる。今日の会計基準からみれば、企業年金制度の財政方式が賦課方式により管理運営され、これにかかる会計実務も当該財政方式に準拠して費用認識されていることに違和感を覚える。しかし、当時、急速に企業年金制度が拡大し、そ

のよりどころとなる当該会計基準が存在しなかったことを考えれば、こうした会計実務が採用された理由も首肯しうる。

また、こうした広範な会計実務が採用された補完的な理由として、当時の企業年金制度に対する費用拠出の担い手が、企業（雇用主）のみに依存するケースが多かったことも挙げられよう。当時の企業年金制度のについては、将来、従業員に対して給付する原資の拠出者の70%超が企業（雇用主）のみによって賄われる制度であったとされる²⁰⁾。これらの事情から、企業年金制度にかかる財政状態の管理運営は、企業（雇用主）によって直接的なものであり、その会計実務においても企業（雇用主）の恣意的な判断に任されていたことが理解される。

これに対し、第二次世界大戦後に設立された制度に限って言えば、企業年金制度の約60%が、企業（雇用主）のみならず従業員による拠出金により企業年金財政が管理運営された制度である。しかし、当該制度の財政状態については、積立不足が生じていないケースが40%を超えており、企業年金制度の財務状態は今日から見れば比較的安定していた²¹⁾。したがって、賦課方式を財政方式に採用する企業年金制度は例外的であったとも言われている²²⁾。米国における企業年金制度が、1940年代以降の新たな段階（A New Start）に入り²³⁾、とくに第二次世界大戦後に急速に拡大したことを考慮すれば²⁴⁾、当該会計実務についても着目すべきは、事前積立方式および退職時年金現価積立方式を前提とした会計実務であると判断される。

それでは、改めてMAPI年金会計により取り上げられている事前積立方式および退職時年金現価積立方式、それぞれの財政方式の特徴を見ながら、それぞれの会計実務について見てみよう。表4は複数の財政方式について、労働者の将来へ向けた年金給付原資として事前の積立水準が低い順番を列記したものである。

このうち、退職時年金現価積立方式について改めて説明すると、当該財政方式は労働者に対する将来の年金給付に必要な費用を、労働者の勤務期間中に積み立てず、従業員が退職する都度、当該退職者に対して将来支払うべき年金額の退職時現価相当額を一時に積み立てる方式である。この財政方式の特徴は、労働者の勤務期間中に労働者自らの負担が生じないため、結果として勤務期間中における従業員にはその時点における資金的な保証がまったくないこととなる。また、資金拠出者である企業（雇用主）にとっても、従業員の年齢構成に偏りが生じている場合には、その退職時に対応して費用拠出額が大きく変動するという欠点がある。

つまり、退職時年金現価積立方式は、事前の積立水準が賦課方式のつぎに低いものの、MAPI会計マニュアルの本来的な特徴である鉱工業製品にかかる製造コストの算定（原価

計算) という観点からは、整合性がとれていないことが理解される。それでもなお、退職時年金現価積立方式にしたがった費用処理が年金会計実務として紹介されている点で、当時の年金会計実務は会計学的な理論的説明可能性が重視されていなかったことが理解される。

表4 財政方式の種類 (積立水準が低い順番)

財政方式		
1 賦課方式 (Pay-as-you-go Method)		
2 退職時年金現価積立方式 (Terminal Funding Method)		
3 事前積立方式 (Advance Funding Method)	非平準積立方式 (Non-level Premium Method)	単位積増方式 (Unit Credit Cost Method)
		予測単位積増方式 (Project Unit Credit Method)
	平準積立方式 (Level Premium Method)	加入年齢方式 (Entry Age Normal Cost Method)
		閉鎖型総合保険料方式 (Closed Aggregate Cost Method)
		到達年齢方式 (Attained Age Normal Cost Method)
		個人平準保険料方式 (Individual Level Premium Method)
非平準積立方式 (Non-level Premium Method)	加入時年金現価積立方式 (Initial Funding Method)	
	即時積立方式 (Complete Funding Method)	
その他		開放型総合保険料方式 (Open Aggregate Cost Method)
		開放基金方式 (Open Aggregate Cost Method with Past Service Liability)

つぎにMAPI年金会計で紹介されていた事前積立方式を前提とした財政方式にしたがった年金会計実務について見てみよう。表4にあるとおり、事前積立方式といっても複数の財政方式があることがわかる。しかし、このうちMAPI年金会計では、まず加入時年金現価積立方式および即時積立方式による年金会計実務が紹介されていないことが明らかである。

なぜなら、加入時年金現価積立方式は、従業員が企業年金制度に加入した時点で、当該

従業員の退職時年金現価を計算し、それをさらに割引現在価値計算により加入時年金現価を算定し、当該金額を事前積立する方式のためである。これは、前述の退職時年金現価積立方式が従業員の退職時に、当該退職者に対して将来支払うべき年金額の退職時現価相当額を積み立てるのに対して積立の始点が大きく前倒しされることとなる。つまり、加入時年金現価を予定利率で複利運用することが可能であれば、退職時年金現価と一致することとなる。

この財政方式の特徴は、退職労働者のみならず現在勤務期間中の現役労働者に対しても資金的な保証がおこなわれることとなる。また、勤務期間中の労働者が実際に役務を提供する以前に、企業（雇用主）が費用拠出することから、この財政方式についても製造コストの算定（原価計算）という観点による会計学的な理論的説明可能性は困難である。

即時積立方式は、将来、労働者が退職して以降に給付される将来の年金給付額の全額を、労働者の制度加入時に完全に事前積立する財政方式である。その意味で、加入時年金現価積立方式の場合よりも、企業（雇用主）にとって当初の資金的負担は極めて大きくなる。さらに、これらにかかる財政方式は、いまだ提供されていない役務に対する一種の前払年金費用として資金拠出されると理解されるため、その全額が税法上も損金として認められることはあり得ない。つまり、MAPI年金会計における事前積立方式を前提とした財政方式のうち、当初の企業（雇用主）の負担、税法上の問題などの点から、加入時年金現価積立方式および即時積立方式を前提とする年金会計実務は採用される可能性は極めて低いこととなる。

では、MAPI年金会計が年金会計実務として念頭に置く事前積立方式とはどれを指すのであろうか。実はそこに明確な指針が示されていないのである。事前積立方式を前提とする年金会計実務では、過去勤務クレジットを制度設立時に一括して費用処理するか、当該労働者の勤務期間を通じて償却処理するか、あるいは一切の費用処理および償却処理をおこなわないかの違いを示すのみである。勤務期間において提供された役務に対応する年金費用（勤務費用）の認識方法には具体的な説明がおこなわれていないのである。

したがって、事前積立方式を前提とするMAPI年金会計では、表4にある加入時年金現価積立方式および即時積立方式を除いた残りの事前積立方式のいずれかに基づいた年金会計実務が企業（雇用主）の恣意的判断により採用されていたことが見て取れる。その意味でMAPI年金会計は、個々の企業（雇用主）が生産製造する製品の原価計算要素として、恣意的な費用認識が適用されており、外部公表目的に沿った会計実務の紹介とはなっていないのであったのである。

つまり、企業（雇用主）に対する利害関係者のうち、債権者あるいは投資家といった企

業（雇用主）に対する資金供給者の立場からは、当該会計情報に関する情報が必ずしも十分ではなかったとも言えるのである。このことは、結果的に企業年金制度にかかる企業会計のあり方を、重要な会計問題とする社会的関心を引きつける大きな端緒となっており、その後の会計理論的な説明可能性の拡大と議論へと展開していくのである。

5. まとめ

本稿の分析により、当時の企業年金制度にかかる会計実務としては、基本的に事前積立方式と退職時年金現価積立方式を採用する制度に注目すべきであることが明らかとなった。1944年のMAPI会計マニュアルから1952年の当該マニュアルへの内容変化がそうであったように、企業年金制度の急速な展開は、制度加入者の拡大と同時に年金基金規模の拡大によって、重要な会計問題の一つとして着目されるようになった²⁵⁾。

とくに、米国における企業年金制度の発展は、米国における経済政策や労働政策と密接な関係を有し、それゆえに私的制度であるはずの企業年金制度に対して、公的関与の可能性を基底したことに、米国企業年金制度の特徴が見られるのである。したがって、米国における年金会計は、単に企業年金制度を一会計事象として取り扱うのではなく、経済政策や労働政策上の視点からの分析も無視できない素地を有するに至っているのである。

また、MAPI年金会計は、MAPI会計マニュアルの性格上、企業年金制度にかかるコストが、適当な鉱工業製品の原価計算要素として重要視されていながら、種々の財政方式に基づいた年金会計実務の恣意性をいわば容認するものであった。さらに、企業年金制度に対する企業（雇用主）の社会的責任が会計情報からは十分には明らかとされてこなかった。当該制度の財政方式などについての会計情報への表示義務もなかったことから、ますます企業間における当該制度にかかる費用認識および負債認識についての比較が困難なものとなっていたのである²⁶⁾。

今日では、企業年金制度の管理運営にかかる企業の責務は、制度の多様性や個々の財政方式に左右されないことを前提として、一様に年金負債（pension liability）の認識と測定に関心が注がれる。これは現在における企業年金制度が“会計学的”に積立不足であることが前提とされた関心の注がれ方である。しかし、本稿の分析のとおり、1940年代～1950年代前半においては、企業年金制度の多くが“財政学的”に積立不足であったわけでもなく、それが多様な年金会計実務を容認する一つの背景にもなっていたのである。

MAPI会計マニュアルはその性格上、取得原価会計をベースとした会計構造を有しているが、こと年金会計実務においてはその恣意性から大きく変動することとなっていた。しかし、MAPI年金会計は、会計学的な理論的説明可能性不十分であったが、当時の企業年

金制度の急速な展開を考慮すれば、極めて意欲的な会計マニュアルであったことが理解される。また、そのことがその後の企業年金制度にかかる会計基準の検討への大きな推進力を与えたのである。

-
- 1) Greenough, W. C. and F. P. King, *Pension Plans and Public Policy*, Columbia University Press, 1976, p.26.
 - 2) Seburn, P. W., “Evolution of Employer-Provided Defined Benefit Pensions,” *Monthly Labor Review*, December 1991, p.16.
 - 3) Dean, A. H., “Accounting for the Cost of Pensions – A Lien on Production,” *Harvard Business Review*, July 1950, pp.25-40.
 - 4) 米国に行ける会計理論の発展を、大恐慌の発生原因の一つとされる企業会計の不備を起点としたとする見解が見られる。広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、13頁。他方、当時の状況について大恐慌発生直前まで市場は財務諸表の数字を見向きもせず、市場は筆舌しがたい熱狂に包まれており、企業会計は大恐慌の罪を問う生け贄であったとの見解がある。井尻雄士『三式簿記の研究』中央経済社、1984年、158-159頁。
 - 5) 1933年6月に制定された米国全国産業復興法（NIRA）は、大恐慌以降に発足したF. Roosevelt 大統領が推進するニューディール政策の最重要法として位置づけられた。その内容は企業の過剰生産を抑制し、企業が適正な利益を得られるような仕組みを法律として確保させようとする一方で、労働者の団結権や団体交渉権を認めることで企業側との話し合いによる最低賃金を確保させようとするものであった。これは、大恐慌によって疲弊した生産力や購買力の向上を目指したものである。しかし、NIRAは法律として解釈に曖昧な点が多く残されており、返って労働争議の頻発を招くこととなった。1935年に米国連邦最高裁により、公的部門による私的部門に対する過剰な関与であるとの違憲判決を受けることとなった（the U.S. Supreme Court in *Schechter Poultry Corporation v. U.S.*）。ただし、最低賃金や労働時間などを定めた労働関連部分については、1935年の米国全国労働関係法（National Labor Relations Act, いわゆるワグナー法）へ引き継がれることとなった。ワグナー法の合憲性についても争われたが、1937年3月に合憲判決が出された。詳しくはつぎを参照されたい。坂本重雄『アメリカの団体交渉制度 労使関係法の構造と機能』総合労働研究所、1966年、33-39頁。
 - 6) Machinery and Allied Products Institute, *MAPI Accounting Manual*, MAPI, 1944を参照されたい。ただし当該マニュアルは、“マニュアル（Manual）”とされているものの、基本的には当時の会計実務に見られた勘定科目の用語説明である。
 - 7) 1944年版のMAPI会計マニュアルにも企業年金制度にかかる勘定科目の説明が記載されている。しかし、当該マニュアルでは企業年金積立金（Reserve for Pensions）を負債の一部として扱っている。また、その相手勘定となるのは製造部門における追加賃金（Supplementary Labor Costs）として間接経費勘定（Indirect Factory Expense Accounts）に含められ、商業部門においては追加給与（Supplementary Salary Costs）として企業年金費用（Pension Pay-

- ments) が示されている。そして、それらが現在発生 (Current Accruals) の費用であるとの説明があるものの、当該会計処理にかかる具体的な方法は一切明らかにされていない。
- 8) SEC, *Accounting Series Releases No.70*, 1950. その他にWilliams, A., “Trends in Accounting Terminology and Form Revealed by 1946 Corporate Reports,” *The Journal of Accountancy*, October 1947, pp. 310-317., Gregory, R. H., “Recent Changes in Corporate Annual Reports to Stockholder,” *The Journal of Accountancy*, November 1947, pp. 386-396., Stans, M. H., “How New Standards of Financial Reporting Grow From Social Responsibility of Accountants,” *The Journal of Accountancy*, August 1948, pp. 98-106., Brundage, P. F., “Influence of Government Regulation on Development of Today’s Accounting Practices,” *The Journal of Accountancy*, November 1950, pp.384-391. およびInglis, J. B., “Recent Statement Show New Techniques in Annual Reporting Are Being Widely Used,” *The Journal of Accountancy*, December 1950, pp.474-478.などを参照されたい。
- 9) たとえば, Williams, A., “Trends in Accounting Terminology and Form Revealed by 1946 Corporate Reports,” *The Journal of Accountancy*, October 1947, pp.311-312などを参照されたい。
- 10) 1952年版のMAPI会計マニュアルにおいて、減価償却方法について大部を割いている背景には、当時のインフレ状況に対応するために加速度償却を税法上認める臨時措置が施行されたのみならず、生産設備にかかる当時の技術革新が急速に進んだことが挙げられる。このことから当該MAPI会計マニュアルが、当時の社会的変化や経済的变化に即応する会計実務を編んだものであることが理解されよう。
- 11) 詳しくは, Kurtz, M., “Employees’ Pension Trusts and Annuity Plans under Section 162, Revenue Act of 1942,” *The Journal of Accountancy*, January 1943, pp.124-130.を参照されたい。
- 12) 詳しくは, Wooten, J. A., *The Employee Retirement Income Security Act of 1974-A Political History*, The Regents of the University of California, 2005, pp.34-39. (みずほ年金研究所監訳『エリサ法の政治史-米国企業年金法の黎明期-』中央経済社, 2009年, 38-43頁)
- 13) The Steel Industry Board, *Report to the President of the United States on the Labor Dispute in the Basic Steel Industry*, U.S. Government Office, September 1949, pp. 55-80. (日本鐵鋼連盟編『1949年アメリカにおける鐵鋼労働調査委員會報告書』日本鐵鋼連盟, 1950年, 71-102頁。)
- 14) Brundage, P. F., “Milestone on the Path of Accounting,” *Harvard Business Review*, July 1951, pp.71-79. において、当該指摘が1950年代までの米国における企業会計の発展にとって、画期的な出来事であったとする向きもある。
- 15) 1944年のMAPI会計マニュアルにおいては、企業年金制度に関する企業年金積立金 (Reserve for Pension) とその相手勘定としての費用 (Pension) についての用語解説が示されているに過ぎない。ただし、注目すべきは企業年金積立金勘定は負債項目に含まれていることであり、費用勘定は製造費 (factory expense) および事務費 (office expense) として企業原価の一部として、すでにそれぞれ理解されていることである。
- 16) Machinery and Allied Products Institute, *MAPI Accounting Manual: Prepared for the Ma-*

chinery and Allied Products, Industrial Equipment, and Capital Goods Producing Industries, Machinery & Allied Products Institute, 1952, pp. 601-606.

- 17) 事前積立方式には、給付の増加額（発生額）に応じて掛金を拠出する発生給付方式と、加入期間全体を通じて収支が相等するようにおおむね均等な掛金拠出をおこなう平準積立方式に大別される。
- 18) 当該会計マニュアルに示されている完全積立方式は、制度設立時（あるいは従業員の制度加入時）において、過去勤務クレジットの全額を一括して基金へ積み立てるか、あるいは過去勤務クレジットの一部を平準的に基金へ積み立てるかの違いであって、従業員が退職後に給付される原資の全額を制度設立時（あるいは従業員の制度加入時）に全額積立準備する積立方式を示していない。しかし、今日の事前積立方式のうち、当該平準積立方式としては、加入時積立方式（Initial Funding Method）と完全積立方式（Complete Funding method）は、従業員が退職後に給付される原資の全額を制度設立時（あるいは従業員の制度加入時）に全額積立準備する積立方式を指す場合が一般的であることから、それぞれの財政方式を混同しないように留意されたい。
- 19) 退職時年金現価積立方式とは、制度加入者が定年退職などにより脱退した場合に、その時点で脱退後の給付をまかなうための掛金を拠出する方式である。ただし、加入者であっても年金の受給資格を取得している場合には、当該従業員の退職後に給付をまかなうための掛金積み立ての準備がおこなわれることとなる。
- 20) Summaries of Studies and Reports, “Employee-Benefit Plans Under Collective Bargaining, Mid-1950,” *Monthly Labor Review*, February 1951. pp. 156-162.
- 21) Ippolitoの定義する経済学的な積立率では、企業（雇用主）のみによって年金費用が拠出される制度の積立率が90%に達していたのに対し、労使によって拠出される制度の積立率は60%程度であったとの指摘もある。詳しくは、Ippolito, R., *Pensions, Economics and Public Policy*, University of Pennsylvania, 1985, p.77.
- 22) Summaries of Studies and Reports, “Company Pension and Group-Insurance Plans: Cost Sharing,” *Monthly Labor Review*, March 1950, pp.298-299.
- 23) 1940年代以降、急速に企業年金制度が普及拡大していった背景には、当該制度が当時の労働組合活動の高い闘争性により、労働者の生活上の不安を実質的に取り除くために獲得した重要な権利の一つであったことを挙げる者もいる。たとえば、高宮誠『労働組合の組織と闘争性』同文館、1978年、45-76頁。
- 24) Greenough, W. C. and F. P. King, op cit, pp.43-48.
- 25) Brundage, P. F., op cit, July 1951, p.79.によれば、U.S. Steel社1949年末以前の労働勤務コストをベースとする年金数理計算額は6億7,700万ドルに達しており、これは当時のU.S. Steel社の普通株2600万株の時価総額6億9,200万ドルに匹敵することが明らかとなり、年金会計は重要な会計問題の一つとして一躍注目を集めることとなった。
- 26) Inglis, J. B., “Accounting for the Cost of the New Industrial Pension Plans,” *The Journal of Accountancy*, July 1950, pp.26-29.